

# いじめ問題対策に係る各機関・各団体の取組状況について（別紙様式2）

## 1 千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課

### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

#### ○スクールカウンセラーの配置

- ・全公立小学校（隔週配置510校、月1回の程度の配置128校）、全公立中学校、全県立高校、県立特別支援学校5校、教育事務所5カ所（2名ずつ配置）、教育振興部児童生徒安全課
- ※小学校の隔週配置校126校増、高等学校16校増、特別支援学校4校増

#### ○スクールソーシャルワーカーの配置

- ・全県を59名のスクールソーシャルワーカーで分担して対応するとともに、これを支えるスーパーバイザーを各教育事務所に1名、計5名配置。

#### ○情報モラル教育研修への講師派遣（平成28年度～）

- ・情報モラル教育研修や講演の講師を、県立学校25校、市町村立学校75校に派遣を予定。

#### ○千葉県いじめ対策調査会（平成26年度～）

- ・7人の委員による有識者会議の開催。（いじめの防止等のための対策に関する審議等）

#### ○千葉県いじめ問題対策連絡協議会（平成26年度～）

- ・42機関による本会議及び15機関等によるネットいじめ対策専門部会の開催。

#### ○いじめ重大事態調査員の派遣（令和6年度～）

- ・県立学校において、いじめの重大事態が発生した際、いじめ問題に知見のある、いじめ重大事態調査員を当該学校へ派遣し、発生後の対応等について指導・助言を行うとともに、第三者委員として学校主体の調査に当たるなど、いじめ重大事態への迅速かつ適切な対応等に資するための支援を行う。

#### ○いじめ防止啓発資料の作成・配付

- ・教職員向けいじめ防止指導資料の活用（平成26年度～）
- ・児童生徒向けいじめ防止啓発カードの配付（平成27年度～）R6年度からはデータベースで配付（国公立小・中・義務教育・特別支援学校（小学部・中学部）に配付）
- ・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成26年度～）（国公立小・中・義務教育・特別支援学校（小学部・中学部）に配付）
- ・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの配付（平成26年度～）（国公立小・義務教育・特別支援学校（小学部）に配付）
- ・教職員版いじめ防止啓発リーフレットの配付（平成30年度）（国公立小・中・義務教育・高等学校・特別支援学校に配付）

#### ○生徒指導アドバイザーの配置（平成27年度～）

- ・生徒指導アドバイザーを8校に配置

#### ○SOSの出し方教育の推進（平成30年度～）

- ・児童生徒向けの「SOSの出し方に関する教育」の指導資料を作成し、各学校にDVDを配付した。（平成30年7月）
- ・「SOSの出し方教育」の指導資料について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用の促進を図るための資料を新たに追加するなど、改訂を図った。（令和4年5月）
- ・管理職や養護教諭、生徒指導主事を対象にした研修会で、NPO法人メンタルレスキュー協会副理事長を講師として招聘し、児童生徒の自殺予防について講話を実施し、資質の向上を図った。（令和6年4月～7月）

#### ○高校生を対象としたICTを活用したWeb上でのストレスチェックの実施（令和3年度～）

- ・千葉大学と共同で、いじめ、不登校、自殺等につながる生徒のメンタル不調を早期発見し、重大な事態の未然防止につなげる。

#### ○スクールロイヤー活用事業（令和元年7月～）

- ・県弁護士会と協定を結び、弁護士をスクールロイヤーとして推薦してもらい、法的助言を求める学校が直接電話や対面、オンラインにより相談できる体制を構築。
- ・管理職や生徒指導主事、児童生徒へ直接スクールロイヤーが講演を実施。
- ・学校問題解決支援チーム会議の開催

○未然防止に向けた心の教育（各学校）

- ・いじめ防止啓発強化月間の取組
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施

○関係機関との連携

- ・県警本部、千葉市との担当者連絡会議の開催
- ・県民生活課、NPO企業教育研究会、県警等との連携によるネットいじめ対応

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・スクールカウンセラーにおいては、令和5年度、相談件数が154,299件であった。児童はもちろん、保護者や教職員からの相談件数も多く、悩みをカウンセラーに相談したいというニーズに対し、配置の拡充は効果的だったといえる。また、増員に伴う人材確保については、県公認心理士協会に協力を得るなどして人材確保に努めた。
- ・スクールソーシャルワーカーにおいては、令和5年度、相談件数が32,710件であった。人材確保については、県社会福祉士会及び県精神保健福祉士協会に協力を得るなどして人材確保に努めた。
- ・情報モラル教育の講師派遣事業においては、児童生徒向けの情報モラルに関する講演と教職員を対象とした情報モラル教育研修をとおして、児童生徒の情報モラルの向上及び教職員の情報モラル教育の指導力向上を図っている。派遣件数は、令和5年度は、派遣件数が前年度より6件（83件→89件）増加した。

【令和5年度】

派遣件数89件（高等学校13校、特別支援学校5校、小学校47校、中学校23校、1義務教育学校）

【令和4年度】

派遣件数83件（高等学校9校、特別支援学校5校、小学校47校、中学校21校、1市教育委員会）

- ・高校生を対象としたICTを活用したWeb上でのストレスチェックにおいては、見た目ではわからない生徒のストレス状態や抱える課題の把握、学校における教育相談体制の充実など、ストレスチェックによるスクリーニングの様々な有効性が確認できた。
- ・スクールロイヤー活用事業
  - (1)法律相談事業について早期活用を各種研修で周知したことで、令和5年度は、相談件数が前年度より89件（127件→216件）増加した。

【令和5年度】  
法律相談216件（対面110件、電話63件、オンライン43件）

【令和4年度】  
法律相談127件（対面73件、電話34件、オンライン20件）
  - (2)教職員研修15回（管理職を対象とした研修4回、生徒指導主事を対象とした研修11回）
  - (3)児童生徒への講演（出前授業）15校（内訳：小学校9校、中学校1校、高等学校5校）
  - (4)学校問題解決支援チーム会議1件

③御意見・御提案等

- ・スクールカウンセラーにおいては、月1回配置の小学校を隔週配置にするとともに、特別支援学校の配置拡充も図っていききたい。また、今後も県公認心理士協会に協力を得て、人材の確保に努める。
- ・スクールソーシャルワーカーにおいては、担当する地域や学校数等に配慮した、よりバランスの良い配置に努めるとともに、資質向上に向けた取り組みや研修体制の充実を図る。また、市が雇用するスクールソーシャルワーカーとの情報共有会を行い、児童生徒への相談・支援の充実に向けた連携を進める。今後も県社会福祉士会及び県精神保健福祉士協会に協力を得て、人材の確保に努める。
- ・いじめ対策調査会においては、委員から、いじめアンケートの実施方法やいじめ対応についての教職員研修のあり方、加害児童生徒への指導の仕方等について話し合うことができた。今後も現状に対するより多くの意見を得られるよう努める。
- ・いじめ問題対策連絡協議会担当者会議ネットいじめ対策専門部会においては、引き続き対応策の検討を重ねていく。特にSNSや無料通信アプリにより、重大化しているいじめが増加していることから、「情報モラル教育研修への講師派遣事業」を実施し、児童生徒や教職員、保護者へ向けた情報モラル教育の充実を図る。

- ・いじめ防止啓発カードを県内の全ての小中学生に1人1台端末を通してデータで配付した。いじめ防止の意識が高まるように、いつでもすぐに活用できるようにして欲しい。
- ・高校生を対象としたICTを活用したWEB上でのストレスチェックについて、千葉大学と連携しながら、更なる効果的な活用に努めていきたい。
- ・スクールロイヤー活用事業においては、学校が専門的な観点から適切な助言をいただき、状況の改善へのヒントを得ることができる。全校種の管理職及び生徒指導主事を集めた研修会にスクールロイヤーを講師として招き、具体的な事例を踏まえた講話をいただくなどして、スクールロイヤーの効果的な活用が進むよう努める。

## 2 千葉県教育庁企画管理部教育政策課

### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○いじめ問題対策に係る県の取組について、各学校、保護者等への周知

- ・夢気球 vol. 65 (6月号) 及び vol. 66 (11月号)  
LINE を活用した SNS 相談窓口の開設について掲載。
- ・県教委ニュース (4月号)  
学校人権教育指導資料第 43 集の活用を促す記事を掲載。児童の権利に関する条約について掲載するとともに、様々な人権課題研修動画二次元コードを掲載し、案内している。
- ・県教委ニュース (3月号)  
千葉県子どもと親のサポートセンターの事業について紹介し、ワンストップ・オンライン相談、来所相談等について周知。

### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・当室では県立学校及び市町村立学校の保護者、児童生徒を対象とした教育広報「夢気球」と学校教職員と保護者を対象とした「県教委ニュース」を用いて、取組について周知を図ることができた。  
今後いじめ問題対策担当課と連携を図り、さらなる広報活動の充実を図りたい。

### ③御意見・御提案等

- ・いじめ問題対策に係る新たな取組、重要な取組等については、教育広報誌を活用した積極的な発信をお願いしたい。

## 3 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○学校から発信する家庭教育支援プログラム事業

- ・学校から家庭への資料、学級懇談会等での啓発資料として活用されるように開発された保護者向けプログラムであり、千葉県ホームページに掲載している。小学校編資料「いじめ」内、いじめ発見チェックリストで、いじめをしている側もされている側も、そのサインについて保護者が注意するポイントを掲載している。
- ・ネットいじめという観点では小学校編及び中学校編には「スマートフォンの使用」「フィルタリングの活用」というコンテンツがあり、スマートフォン使用時のルール作りや誹謗中傷、いじめ等への対処について啓発している。

○家庭教育リーフレットの作成・配付事業

- ・小学校低学年版「身に付けさせたい基本的な生活習慣ときまり」の中に、いじめについてのチェック項目を設けている。小学校高学年版・中学生版のリーフレットには、「いじめをみんなでなくそう やさしいきもちがいっぱい」というコラムを掲載している。児童生徒安全課作成の「いじめ防止啓発カード」の文言を載せ、いじめ防止の啓発を図っている。
- ・ネットいじめという観点では同じく小学校高学年版・中学生版のリーフレットには、「情報モラルを身につけよう」というコラムも掲載しており、インターネット利用時に被害者にも加害者にもならないよう、家庭のルールを決めることの大切さを伝えている。

### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校から発信する家庭教育支援プログラム」は、家庭教育推進委員会において関係部局・各課に周知すると共に、市町村教委訪問支援等の際に紹介し、周知を図っている。 各教育事務所の指導室訪問（学校訪問）でも当事業の周知を図っている。</li> <li>「家庭教育リーフレット」は家庭教育委員会の構成委員等、関係各課と連携しながら内容の見直しを行い、随時更新を行っている。年度末に市町村教育委員会を通じて各学校に配付し、新年度の学級懇談会等で直接保護者に渡すよう依頼している。</li> </ul>
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校から発信する家庭教育支援プログラム」は、関係課が主催する行事で資料提供、説明を行うことで、更なる周知を図る。</li> <li>「家庭教育リーフレット」は、引き続き内容の見直しを行い、随時更新を行っていく。全校への配付の他、関係課が主催する行事で資料提供、説明を行うことで、更なる周知を図る。</li> </ul>

#### 4 千葉県教育庁教育振興部学習指導課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○道徳教育推進プロジェクト事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、『「いのち」のつながりと輝き』を主題として、道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。</li> <li>県教育委員会では、小・中学校向けの道徳映像教材や高等学校向けの読み物教材集「明日への扉Ⅰ～Ⅳ」等により、いじめや情報モラルについて考える教材の活用を図っている。</li> <li>令和5年度は、特色ある道徳教育推進校における研究事業の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校の研究校を指定し、更なる道徳教育の推進を進める。</li> <li>令和5年度は、道徳教育懇談会を1回開催し、主に道徳教育の県施策に係り、有識者から意見を聴取した。</li> </ul>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度の道徳教育実施状況調査によると、県の映像教材は県内の公立小学校が72.0%・中学校が52.9%であった。また高等学校の「道徳」を学ぶ時間では、県作成の読み物教材集と映像教材の使用を推進しており、研修や学校訪問などを通して、引き続き活用を促していきたい。</li> <li>特色ある道徳推進校の指定が2年目を迎える。そこで、2年間のまとめとして、授業公開を実施する。今までも実践例がなかなか周知されない現状があった。そのため、今回の指定校での実践も研修や学校訪問等で周知を進めていきたい。</li> <li>道徳教育懇談会では、これまでの県道徳教材の活用や、情報モラルやリテラシー教育の重要性が話題となった。今後も、重要課題と認識し、児童生徒、保護者、学校、先生がつながりをもち問題意識を共有していきたい。</li> </ul>
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> <li>県教育委員会作成の映像教材が、更に活用されていくように、県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の研修や学校訪問などの機会を通して、呼び掛けていきたい。</li> <li>特色ある道徳教育推進校については、来年度から新規の指定を予定している。今後も新たな道徳教育の推進できるよう、助言・指導を行っていきたい。</li> <li>各種研修会等をとおして、道徳教育実践事例集や高等学校向けの読み物教材集の活用を促し、各学校において「考え、議論する道徳」の授業が充実するように推進していく。</li> </ul>

#### 5 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課

① いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○担当する主な関係事業等
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校生徒指導主事連絡協議会の開催</li> <li>指導主事訪問をとおして、いじめ防止対策の取組状況の確認</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校への非常勤講師等の配置</li> </ul> <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課と情報共有を行いながら、必要な情報を各特別支援学校に周知</li> </ul>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当課においては、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、各校で取り組むべき重点指導項目や学校における危機管理、ネットパトロール等についての研修機会を設けている。代表校による実践発表やグループ協議、スクールカウンセラーから心のケアや支援方法について講話の時間を設定することで、事例による演習などから、いじめ防止に向けての喫緊の課題の理解や学校間での情報共有を図る。</li> <li>・指導主事訪問等を通して、各特別支援学校の「学校いじめ防止基本方針」を確認し、学校の実情に応じた内容となるような指導・助言を行う必要がある。ICTの活用やスマートフォンを持つ児童生徒が増えていることにより、ネットいじめへの対応もさらに行っていく必要がある。</li> <li>・学校の実態等に応じて、臨床心理士などを特別非常勤講師として配置し、専門的な立場から心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について指導、助言を得て、個に応じた適切な指導支援につなげることができた。</li> </ul>
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策のために、関係機関から様々な情報提供を得るとともに、連携して対応できる関係を今後も継続し、いじめ問題に取り組んでいくことができるようにする。</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策を実効性の高いものに改善すること、各学校に配付した「教職員向けいじめ防止指導資料集」を有効に活用すること、関係機関等と確実に連携していじめ防止対策に取り組むことを継続して指導していく。</li> <li>・ネットいじめに対しては、ネットパトロールからの定期報告や各学校の情報教育担当とも連携し、「デジタルシチズンシップ教育」をさらに進めていく等、組織で対応をしていく。</li> <li>・令和6年度から県立特別支援学校にスクールカウンセラー5名（令和5年度まで1名）配置された。各校からのスクールカウンセラーのニーズは高まっており、児童生徒への支援体制をさらに構築していけるよう、配置校及びその他の県立特別支援学校で活用方法の検討を行う。</li> </ul>

## 6 千葉県教育庁教育振興部教職員課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○教員による児童生徒に対するいじめの状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に、県教育委員会が所管する全児童・生徒を対象に、体罰アンケートを実施し、また、平成25年度より、セクハラ実態調査と合わせ、「セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査」として実施し、実態把握に努めている。</li> </ul> <p>○児童生徒が相談しやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校に対し養護教諭やスクールカウンセラー等による相談員の配置及び教育相談箱の設置を指導している。また、令和2年度からセクハラ相談箱の設置を指導している。</li> <li>・令和3年4月、県教育委員会のHP上に、児童生徒向け問い合わせ・セクハラ相談窓口を開設し、メールによる相談を受け付けている。 (今年度も、当該相談窓口の啓発に係る通知文書を、各県立学校、各市町村教育委員会等に発出している。)</li> <li>・児童生徒が相談できる関係機関（子どもと親のサポートセンター、24時間子供SOSダイヤル、ライトハウスちば等）について、各学校で児童生徒に相談先リストとして配付し、周知を図っている。</li> </ul>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本実態調査を実施することで、学校ごとに実態把握及び迅速な解決に結びつくとともに、教職員及び児童・生徒への啓発を図ることができた。</li> </ul>
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ発生における教職員の対応によっては、懲戒処分の対象となり得ることから、担当課との情報共有及び対</li> </ul>

応の連携を引き続き行うことが重要である。

- ・近年いじめ問題への教員の対応についての苦情が、当課に寄せられる傾向にある。

## 7 千葉県教育庁教育振興部保健体育課

### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

#### ○運動部活動における望ましい人間関係づくり

- ・教科主任研修会の中で運動部活動チェックシートを活用した部活動の適切な運営についての説明
- ・運動部活動指導者講習会での体罰の根絶やいじめ等の防止についての周知と注意喚起

#### ○スポーツマンシップ教育の充実

- ・JOCと連携したオリンピック教室の実施
- ・教科主任研修会での講演や関係団体との共催による講演会を実施

#### ○運動を通じた仲間づくり

- ・いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」において、仲間と楽しく集団で協力しながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性の育成

#### ○運動部活動におけるいじめ問題に係る対応

- ・県立学校の運動部活動内におけるいじめの対応
- ・学校から情報を収集し、児童生徒安全課と情報を共有するとともに連携しながら対応を行う

### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・運動部活動指導者等に対する研修会や講演会で、いじめ防止の取組について取り上げ、指導者としてのいじめ防止の意識を向上させることができた。
- ・運動部活動では、部員同士のつながりが深くなり、仲間づくりに大変有効であるが、問題が生じた場合、深刻化することもある。顧問と部員、部員同士がお互いに認め合い、良好な人間関係を構築するとともに、人権意識を育成する必要がある。
- ・オリンピック教室等の実施により、スポーツマンシップ教育を充実させることで、公正・公平な態度の育成に有効であった。
- ・「遊・友スポーツランキングちば」等で、運動を通して体力の向上だけでなく、良好な人間関係を築くことに効果的であった。
- ・児童生徒安全課との連携を密にとり、共通理解を図り、学校への対応について適切に助言を行った。

### ③御意見・御提案等

- ・学校現場への要望として、運動部活動内での生徒の様子を日頃からよく観察し、相談や訴えがあった際の初期対応を丁寧に行い、保護者との連絡を密に取りながら対応するよう引き続きお願いしたい。

## 8 千葉県総合教育センター

### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

#### 【いじめ未然防止、いじめ対応等の研修】

#### ○全ての校種でキャリアステージに応じて実施（14事業） 講話・協議・eラーニング等

- ・初任者研修（1196名）
- ・中堅教諭等資質向上研修（1135名）
- ・教務主任等企画運営リーダー研修（106名）
- ・新任教頭研修（238名）
- ・新任校長研修（208名）

#### ○市町教育委員会主催の要請研修「出前あすなろ塾」 若手教諭対象 8回実施

#### ○教員を目指す学生・一般社会人を対象とした研修「教師未来塾」（42名参加）

#### 【情報モラル研修】

- ・「情報モラル指導実践研修 発展～デジタルシティズンシップ教育～」(31名)

- ・初任者研修（小・中・高・特・養護教諭）「情報モラル」（1115名）
- ・専門研修（幼・小・中・高・特・養護教諭）「情報モラルと著作権」（eラーニング）（231名）
- ・学校支援事業…県内市町村教育委員会主催の研修会講師として、教職員に指導助言（70名）

### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・協議や情報共有の時間を充実させることで、研修後のアンケートに肯定的な回答が多くなった。
- ・キャリアに応じていじめの現状の理解や未然防止、対応等、日常実践に生かせる研修を実施することができた。
- ・情報モラル教育に関する研修を通して、ネット上の問題行動についての教職員の理解や、生徒指導力を高めている。
- ・eラーニングでの実施の場合、情報伝達研修にとどまらないよう、授業実践や校内での指導助言を実施し、レポートを作成させている。

### ③御意見・御提案等

- ・情報モラル教育の在り方について、従来行われてきたルールやマナーを守らせる指導を中心とした教育だけでなく、ICT機器や情報の適切な利用、情報社会との関わり方を児童生徒自身に考えさせる「デジタル・シティズンシップ教育」の視点を加えていくことが望ましい。左記の研修ではこの点に触れているが、その他の研修会や会議等でも、機を見てデジタル・シティズンシップ教育への理解の促進、タブレット端末の家庭への持ち帰りの促進を図るのが良いのではないかな。

## 9 千葉県子どもと親のサポートセンター

### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

#### ○教育相談事業

- ・児童生徒、保護者、教職員に対し、電話相談、来所相談、メール相談、FAX相談、SNS相談（中高生のみ）における支援を行ってきた。令和5年度でFAX相談を廃止し、新たにワンストップ・オンライン相談を新設した。さらに、来所相談においては、様々なニーズに対応するために、来所相談+（プラス）としてオンラインによる相談を併用することとした。

#### ○24時間子供SOSダイヤル

- ・児童生徒、保護者や教職員に対し、休日、夜間を含めた24時間の電話相談を実施している。平日8時30分から17時15分までは当センターで実施し、その他の時間帯は外部委託している。

#### ○SNS相談

- ・令和6年度は、小学校のいじめ件数や不登校児童数の増加を踏まえ、これまで中高生のみであった対象者を、小学校4～6学年まで拡大することとした。相談日は、火・木・日の18時～22時だが、長期休業明けは、特設として毎日相談できる期間を設けている。

#### ○ワンストップ・オンライン相談

- ・県内在住、在学の若者を対象にZoomアプリによるオンライン相談を、平日9時から17時まで実施している。

#### ○支援事業

- ・学校が抱える生徒指導上の諸課題の解決を支援するため、所員が学校に訪問し、事例検討会等を行い、教職員の資質力量の向上を図った。今年度は、県内各地域の実情や特性にあった支援を展開するため、積極的に地域へ同うプッシュ型支援を計画的に実施していくこととした。教育相談ネットワーク連絡協議会では、事例検討会等を通して地域における効果的な関係機関の連携強化を図っている。
- ・子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校の子どもに対して、異年齢グループ活動により社会性を高める「サポート広場」等を実施し、社会的自立に向けた支援をするとともに、保護者に対しては、発達に即した子どもの理解を深め効果的な支援の在り方を考える懇談会やセミナーを開催している。

#### ○研修事業

- ・生徒指導リーダー育成研修、教育相談コーディネーター養成研修、教育相談課題別研修において、いじめ問題をテーマに具体的な講義・演習・事例検討などの研修を実施している。
- ・管理職資質向上研修において、全校管理者の視点から「いじめ重大事態」「自殺予防」「不登校児童生徒支援」等

<p>に対し、資質向上を図っている。</p>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度のいじめを主訴とする相談件数は、24時間子供SOSダイヤルを含む電話相談が420件、来所相談が10件、メール相談が27件、FAX相談が0件、SNS相談が42件であった。令和4年度と比較すると、電話相談が366件の減少（リピーター入電の減少により）、来所相談が3件の増加、メール相談が14件の増加、SNS相談が3件の増加となっている。</li> <li>電話相談については、県民、保護者、教職員（学校）に対して、「24時間対応フリーダイヤル」「24時間子供SOSダイヤル」が周知されてきたと考えられる。今後もいじめで悩みを抱える県民に対しての心理的サポートを親身になって行っていく必要がある。学校・関係機関との密な連携が今後も必要である。</li> <li>学校支援事業においては、教職員の資質能力の向上に努め、効果を上げている。相談内容として、福祉的・医療的な対応や特別支援を必要とする事例が増加している。</li> <li>いじめが起こってから事後対応を含め、いじめを未然に防ぐことに重きを置いた研修内容や教育相談体制づくりについての研修を実施した。</li> </ul>
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめや不登校などに対しては、未然防止、早期発見、適切で迅速な対応が不可欠である。様々な不安や課題を抱える児童生徒や保護者に寄り添いながら課題解決に努めていくとともに、教職員のサポートをしていく。</li> <li>小学生から高校生向けの教育相談事業についての啓発資料を作成し、長期休業前に学校を通じて周知していく。また、教職員対象の教育相談研修等の際に教育相談事業の広報活動を継続して行う。</li> <li>「いじめ」が認められる相談に対しては、保護者からの話を丁寧に聴き取り、速やかに学校等関係機関との連携が取れるように担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化していくとともに、関係機関との連携をより推進していく。</li> <li>問題解決型の研修内容から、開発・予防的な視点での研修を増やし、担当者と講師の打ち合わせを綿密にしながら、今年度から受講者のニーズにあった研修（eラーニングでの配信やオンデマンド研修）を企画、運営する。</li> </ul>

## 10 千葉県総務部学事課

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○千葉県いじめ重大事態再調査会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再調査会の担任する事務は、県立学校、私立学校のいじめの重大事態の調査結果についての再調査等となる。</li> <li>教育等に関する学識経験者を、再調査の必要性（又は再調査の必要性を再調査会に諮問する必要）が認められる事案発生の都度、委員として任命する。</li> </ul> <p>○スクールカウンセラーの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。令和5年度は、私立学校66校に対して、74,070千円を交付した。</li> </ul> <p>○ネットパトロールの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立中学校・高等学校に係るネットパトロールの情報について、当該校の管理職に一報を入れ、内容の確認を依頼するとともに、削除依頼を含めた指導を依頼している。</li> </ul> <p>○関係文書の迅速かつ確実な送付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省や県教育庁から発出された、生徒指導やいじめ問題に関する文書を、迅速かつ確実に送付し、学校に適切な対応を依頼している。</li> </ul> <p>○当課に寄せられるいじめに関係する相談等への対応 相談関係機関との迅速な連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当課に寄せられる保護者等からの相談については、その内容を当該校の管理職に確実に伝え、学校における適切な対応を依頼している。</li> <li>関係機関との連携（対応方法の相談・確認等）しながら、迅速かつ適切な対応に努めている。</li> </ul>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在のところ、いじめ重大事態の調査結果について、再調査の必要性が認められる事案は発生していない。</li> </ul>



- ・教育相談体制充実のため、スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。また、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。
- ・SNSの書き込み等によるいじめへの対応・予防がより適切なものとなるよう、教員研修や児童生徒向けの指導を各学校の実情に応じて実施するよう依頼する必要がある。
- ・メールを活用し、関係文書を迅速かつ確実に通知している。

③御意見・御提案等

1.1 千葉県健康福祉部健康福祉政策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○県内小・中・高等学校等への人権啓発DVDの貸出

- ・令和5年度貸出件数 18件（視聴人数4,767人）
- ・ネットいじめに関連する作品1点を新規に購入

○県内小・中・高等学校等への人権問題講師紹介

- ・令和5年度講師紹介・派遣実績 8件（受講人数1,793人）

○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動

【主催】県、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会（県、県教育委員会、千葉市、千葉地方法務局、千葉県人権擁護委員連合会）

令和5年度実績

(1) スタジアム啓発の実施（ジェフユナイテッド市原・千葉）

日時：令和5年9月3日（日）

場所：フクダ電子アリーナ

内容：啓発グッズの配布等

(2) ポスターの作成・配布（千葉ジェッツふなばし）

配布先：県内小・中・高等学校等

配布数：5,500枚

内容：「いじめゼロ宣言～いじめゼロ みんながみんな 友達だ～」

のメッセージとともに、相談連絡先を周知

○子どもの人権に関する研修会

令和5年度実績

対象：県職員、県内市町村職員、県内公立学校教職員

形式：オンライン開催（県公式YouTubeチャンネルにて動画配信）

期間：令和6年1月15日（月）～2月9日（金）

内容：講演「子どもとおとなの関係を見直す～家庭、学校を支える地域の再生のために」

（講師：喜多 明人氏 早稲田大学 名誉教授、子どもの権利条約ネットワーク 代表）

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

（成果）

- ・DVDの貸出により、学校等において映像による効果的な人権啓発活動が行われた。
- ・講師紹介により、学校等において効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。
- ・啓発物品の配布により、子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を図った。
- ・ポスター配布先へのアンケートの結果、「いじめ等のほか、人権について考えるきっかけとなった」と回答した割合は53%、「いじめに関する連絡先を知るきっかけとなった」と回答した割合は45%であった。また、「今後もポスター配布を行った方がよいと思うか」との質問に対し、「行ったほうがよい」と回答した割合は95%であった。
- ・子どもの人権に関する研修会受講者へのアンケートの結果、子どもの人権についての理解が「大いに深まった」、

「おおむね深まった」と回答した割合は合わせて98%以上であった。 (課題) ・ネットいじめについては、状況の変化が早く、DVDの内容と実態とに齟齬が生じやすい。
③御意見・御提案等

## 1.2 千葉県健康福祉部児童家庭課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○児童家庭相談への対応 ・児童家庭相談への対応（6児童相談所） ○関係機関との連携 ・児童虐待相談等、児童相談所に寄せられる児童家庭相談のうち、いじめ問題を含む相談については、学校や教育委員会との十分な連携を図るとともに、必要に応じて医療機関、警察等にも協力を依頼している。 ○子どもの権利を守るための取り組み ・子ども達全員が持っている大切な権利について知ってもらうために、子どもの権利条約をもとに「千葉県子どもの権利ノート」を作成（教育庁と協働作成）し、ホームページで公開している。（無料でダウンロード可） ・児童相談所に保護されたすべての児童に「子どもの権利ノート」「あなたへの大切なお知らせ（葉書）」を配布している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・千葉県児童相談所（千葉市含まず）における要保護児童相談受付件数のうち、主訴がいじめであるものは平成29年度から令和4年度まで各年度0件であった。また、いじめを主訴とせずとも、係属のある児童がいじめ問題に関与した際には、学校や市町村と連携して対応している。 ・子どもの権利を守るための取り組みについては引き続き取り組む。
③御意見・御提案等
・引き続き、学校や教育委員会等との連携を密にし、いじめ問題等に対応していきたい。

## 1.3 千葉県環境生活部県民生活課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
【青少年ネット被害防止対策事業】（ネットパトロール・啓発講演） ・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。（令和5年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数1,113人、そのうち特に問題のある書き込み119件） ・学校等の要請に応じ、児童・生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む、講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った。（令和5年度実績：74回、参加者19,229名）また、啓発内容をまとめたリーフレットを作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。 【青少年非行防止対策事業】（非行防止チラシの作成・配付、動画広告の配信） ・誹謗中傷やネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生及びその保護者に対して47,000部、中学1年生及びその保護者、高校1年生に対して106,000部を作成・配付した。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、速やかに情報提供した。 ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例、最新の事例、予防方法及び相談窓口等を講演内容に盛り

込み、参加者の意識を高めることができた。

- ・ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット被害等を未然に防止することが困難である。
- ・非行防止チラシは県内全ての小中高校に配布することができた。
- ・SNSに起因するトラブルや問題行動等の発生傾向を把握する必要がある。

③御意見・御提案等

- ・ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。
- ・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、警察等の関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。
- ・引き続き、生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、効率的にネットパトロールを実施していくとともに、市町村、学校、関係機関と連携し、青少年のトラブルの未然防止に努める。
- ・増加傾向にあるネットいじめやインターネットトラブル、最新の事件等に対応できるよう、配布チラシや動画広告の内容を検討し、啓発の強化を図っていく。

1.4 千葉県中央児童相談所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 管内市町のいじめ問題対策連絡協議会への出席
- いじめ問題に関する相談が寄せられた際に児童相談所の立場で助言・支援を行っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・関係機関との情報共有や意見交換を行い、必要に応じて児童相談所としての助言を行っている。
- ・件数としては多くはないものの児童相談所に寄せられたいじめに関する相談に対しては、児童相談所としての視点を大切にしながら対応を行っている。

③御意見・御提案等

1.5・1.6 千葉県警察本部生活安全部少年課・同課少年センター

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- ヤング・テレホン
  - ・本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。
- スクール・サポーター制度
  - ・スクール・サポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」などを行っている。
- 非行防止教室
  - ・非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、いじめ防止を含めた児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも行為が犯罪等に該当する場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況を踏まえながら、必要な対応を図っている。
- ・警察としては、学校や教育委員会等との緊密な連携により、早期把握と情報の共有等を図る必要がある。

③御意見・御提案等

- ・いじめ防止に向けた広報啓発や学校からの要請に基づき、スクール・サポーターを派遣するなど、いじめ問題に取り組んでいる関係機関への支援を引き続き行っていく。

1.7 千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

○ネット安全教室の実施

- ・SNSの危険性についての講演に際して、切り離すことのできないSNSに係るいじめ問題についても題材としており、ネットトラブルの現状や問題点、対処法などについて理解させるとともに、ネットリテラシーの向上を目的として、児童生徒（小中高）、大学生、教職員及び保護者を対象としたネット安全教室を実施した。
- ・令和5年実施件数 小学校238回、中学校101回、高校81回、大学12回、教職員56回、保護者138回

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(成果)

- ・令和5年は、新型コロナウイルス感染防止対策の緩和等により、県下全域でネット安全教室を再開する学校等が増え、コロナ前には及ばないが、回復傾向となった。
- ・ネット安全教室では、トラブル事例や対応策等をもとに、実態に即した分かりやすい解説を行うなど、児童生徒や保護者、教職員等に対し、インターネット上のトラブルを回避するための知識を幅広く周知することができた。

(課題)

- ・児童生徒は、SNSの利用方法等についてある程度の知識を持っているが、危険性の認識、トラブル防止という意識が欠けていると思われる。また、指導すべき立場の保護者、教職員については、SNSの仕組みやトラブルの実態を十分理解できず、児童の方がスマートフォン等の扱いにたけているという課題が認められる。

③御意見・御提案等

- ・SNS等の普及により、いじめの潜在化・悪質化が懸念される場所であるが、サイバー空間の安全・安心を確保する部署として、ネット安全教室等を通じた効果的な広報啓発活動を積極的に推進するとともに、今後もいじめ問題に的確に対応していくため、関係機関・団体との情報共有を密にし、具体的に、どのようなトラブルがいじめにつながったのか実際の事例等について情報共有をお願いしたい。

1.8 千葉市教育委員会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

(1) 生徒指導・特別支援教育担当指導主事会議の設置

生徒指導・特別支援教育を担当する指導主事等としての資質向上を図り、本市の生徒指導と特別支援教育の推進を目指すために、各課、各所、各センター間で情報交換を行うとともに、その対策について協議する。年間6回開催。

(2) 千葉市生徒指導調査研究委員会の設置

教職員の資質や力量向上のため、研修体制の充実及び啓発・指導資料の作成を行っている。

(3) 生徒指導特別対策委員会の設置

生徒指導上の諸問題について各課、各所、各センター間で情報交換を行い、その対策について協議する。年間9回開催。

(4) 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の設置

いじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の再発防止を図ることを目的として設置している。定例としては年3回開催。

(5) いじめ問題対策連絡会の設置

学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題への対策等について情報交換をし、共通理解を図るとともに、連携を図ることを目的として設置している。年間3回開催。

(6) 教育相談ダイヤル24の実施

いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等がいつでも相談できるように、夜間・休日を含めた 24 時間の電話相談窓口を開設している。

(7) 長期欠席対策担当教育相談員（長欠相談員）による学校訪問の実施

各学校の長期欠席児童生徒の状況を調査し、必要に応じて相談を受けたり、学校訪問を通して対応についての指導、援助を直接行ったりしている。

(8) スクールカウンセラーの配置と体制の強化

全小中高特別支援学校に S C を配置し、児童生徒や保護者等の相談にあたる。また、2 区に 1 人の割合で 3 名のスーパーバイザーを配置し、緊急時対応及び S C からの相談対応を行っている。R6 年度より、小学校大規模校、高等学校、特別支援学校の配置時間数を増加、教育支援センター「ライトポート」に昨年度より 2 名配置した。令和 6 年度より、教育センターの家庭訪問カウンセラーを 9 名配置。

(9) スクールソーシャルワーカーの配置と体制の強化

12 名を配置。教育支援課に 2 名、教育センター 2 名と養護教育センター 1 名、7 校の中学校に 1 名ずつ配置し、教育委員会で把握しているケースや学校から相談されたケースに対応している。

(10) 統括スーパーバイザーの配置

平成 28 年度から S C 統括スーパーバイザーを、令和 2 年度から S S W スーパーバイザーを教育支援課にそれぞれ配置し、S C ・ S S W の連携を促進し、教育相談体制の充実を図っている。

(11) いじめ防止に係る対策

「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を全市立学校のホームページに掲載し、各学校のいじめ対応への参考にしようとともに、保護者・地域との連携推進に役立てている。

(12) LINE アプリを利用した教育相談窓口の開設

令和 3 年度より「SNS 相談@ちば」とし、千葉県と合同の事業実施となった。相談期間は、令和 6 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 31 日までで、火曜・木曜・日曜の週 3 回開設する。長期休業終了時期には一定期間、毎日開設する。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(1) 国の基本方針の改定に伴い、平成 30 年 3 月に「千葉市いじめ防止基本方針」の改定を行った。

- ・「千葉市いじめ防止基本方針」の改定に伴い、「いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」も併せて改定を行った。
- ・これらをホームページ等により、保護者や市民に公開しているが、いじめ防止等に関する理解の促進をより図る必要がある。

(2) 管理職を対象とした悉皆研修を 5 月に実施した。

- ・いじめの初期対応の重要性や組織対応の必要性について改めて周知した。
- ・文科省の児童生徒課いじめ・自殺等対策専門官から「いじめ問題の対応について」として行政説明を受けた。

(3) 学校におけるいじめの未然防止、組織的な対応、早期解決を促進するため、各学校の要請により、いじめ対応に関する要請訪問を行っている。いじめの定義や認知の正しい理解、適切な対応方法などを、多くの教職員に理解してもらえる機会を増やしていきたい。

(4) 不登校対策は本市の喫緊の課題の一つである。会計年度任用職員である長欠相談員が学校訪問の折に各校の不登校対策に助言をするほか、各校の長欠報告を精査し、適宜助言をしていく。

(5) S C や S S W の活用、教育相談ダイヤル 2 4 や SNS 相談の開設など、児童生徒や保護者がいつでも相談できる体制づくり、幅広い相談窓口の構築にさらに努め、相談体制の更なる充実を図りたい。

③御意見・御提案等

## 1.9 千葉少年鑑別所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校等に対する講演、法教育活動</li> <li>○問題行動の背景要因としていじめ被害が認められる少年に対する相談活動</li> <li>○いじめをする少年のアセスメントや助言指導</li> </ul>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等からの依頼による講演や法教育において、いじめが加害者・被害者双方にどのような結果をもたらすのか、また、いじめ行為がどういった非行や犯罪に該当しうるのかといったことを説明するなどして、いじめ防止の啓発を行っている。</li> <li>・いじめ問題そのもので当所に訪れる相談者は少ないものの、対象者の問題行動や学校不適応の裏にいじめ被害が潜んでいる場合が少なくなく、そうしたことを丁寧にアセスメントし、必要に応じた支援を行っている。</li> <li>・いじめ被害のもたらす心的ダメージはかなり大きいことが多く、その回復を図るためには、学校や専門機関との円滑な連携が不可欠であることから、そうした機関との関係作りが今後の課題である。</li> </ul>
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動を起こす生徒に関する相談において、学校との連携によって高い効果が得られたことが多くあるため、いじめに係る相談においても、同様に学校との連携を積極的に図っていきたいと考えている。また、その際、本人や保護者の同意が前提とはなるが、学校での適応状況等についての情報を提供してもらえるとより詳細なアセスメントを行うことが可能になり、さらに、それを学校にフィードバックすることで効果的な処遇にもつながると考える。</li> </ul>

## 2.0 千葉地方法務局

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発活動を通して、未然防止、早期発見の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の権利に関する条約の内容を周知する冊子「よくわかる！こどもの権利条約」等を活用したこどもの人権擁護のための啓発活動</li> <li>・いじめや児童虐待、デートDVをテーマとした啓発動画を制作し、YouTube 法務省チャンネルで配信</li> </ul> </li> <li>○担当する主な関係事業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどもの人権110番」 全国共通のフリーダイヤルによる専用相談電話を設置</li> <li>・「こどもの人権SOSミニレター」 封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化したこどもの人権SOSミニレター（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校等の児童・生徒に配布。ミニレターへの返答は、法務局職員と人権擁護委員とが連携して行う。</li> <li>・こどもの人権SOS-eメール インターネットのメール機能を利用した人権相談</li> <li>・LINEじんけん相談 LINEを利用した人権相談</li> <li>・「人権教室」の実施 小中学校において、人権擁護委員が講師となって人権教室を実施</li> <li>・全国中学生人権作文コンテスト及び千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト 人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを願って実施</li> </ul> </li> </ul>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教室の際に、中学生人権作文コンテストの入賞作品を活用した人権啓発資料（入賞作文集、入賞作品を原案として作成された人権啓発ビデオ等）を使用することにより、子どもたちに人権尊重の重要性、必要性を理解してもらおうことができたと考えている。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーダイヤルによる電話、ミニレター、インターネットやLINEでも人権相談を受け付けており、様々な手段を用意することで、子どもたちが相談しやすい体制をとっている。</li> <li>・困難を抱える子どもをひとりでも多く救済につなげるために、ミニレターの配布場所を従来の全国の小・中学校等、児童相談所に加え、図書館や児童館、子ども食堂といった関係機関に対し、ミニレターの備付け等の依頼を行っていきたい。</li> </ul>
③御意見・御提案等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当課においては、こどもの人権擁護活動について関係機関との連携強化等を推進するため、要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者支援地域協議会に法務局や人権擁護委員が参加するよう、未加入のこれら協議会の要保護児童対策調整機関や子ども・若者支援調整機関と調整を行っているため、御協力をお願いしたい。</li> <li>・関係機関に対し、ミニレターやLINEじんけん相談周知用カードの配布を依頼するなどの取組も行っているため、御協力をお願いしたい。</li> </ul>

## 2.1 千葉保護観察所

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年、県等の後援を得て、保護司会等関係団体と連携し、小中学生を対象とした「“社会を明るくする運動” 作文コンテスト」を実施しているが、応募作品には、いじめを題材とする作文も多く、小中学生に対して、いじめ防止についての啓発活動につながっている。</li> <li>○保護観察開始時に実施するアセスメントにおいて、いじめ被害・加害も含め、犯罪・非行の背景となり得る要因を調査・分析した上で、保護観察の実施計画を立てている。</li> <li>○保護観察を受けている少年に、学校でいじめを受けたり、他の生徒をいじめるといった問題が認められる場合には、必要に応じて学校等の関係機関と協議を行うなどした上で、指導や援護について検討している。</li> </ul>
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年の作文応募総数は、17,465点であった。</li> </ul>
③御意見・御提案等

## 2.2 千葉県都市教育長協議会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他を大切に作る心の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権教育、道徳教育を推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「考え、議論する道徳」を意識した「特別の教科道徳」の学習の実施（年35時間）</li> </ul> </li> <li>(2) 教職員の意識啓発と未然防止、連絡指導体制づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「木更津市いじめ防止対策基本方針」に則し、各学校の実情に応じた「学校いじめ防止対策基本方針」の改訂・公表</li> <li>・学級経営、いじめ対策に関する校内研修等の実施（年1回以上）</li> <li>・全小中学校で毎学期「木更津市いじめ実態調査」を実施</li> </ul> </li> <li>(3) 教育相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長欠児童生徒対策部会を定例化。</li> <li>・スクールカウンセラーの配置</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>・心の相談員の配置</li> <li>・市教育相談教室の配置</li> <li>・SOSの出し方に関する教育の取り組みの一つとして、学校の要請に応じて指導主事を派遣して出前授業を実施</li> </ul> </li> <li>(4) SNS情報モラル教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校からの要請に応じて指導主事を講師とした情報モラル教室を実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・全小中学校において「いじめ防止対策基本方針」を年度初めに策定し、HP などを通じて公表を行った。今後については、いじめが発生した際には、迅速かつ組織的な対応を取ることができるよう各学校の体制を整えていく必要がある。
- ・毎学期のいじめ実態調査を基本として、定期的なアンケート、教育相談の実施など、児童生徒の実態把握に努め、いじめの予防や早期発見、早期解決の対応が概ね図れた。
- ・生徒指導担当者会議での生徒指導実践発表や市スクールソーシャルワーカーからの講話を受け、全小中学校で生徒指導担当を中心として、いじめ予防のための校内研修を毎年度1回以上実施している。また、市内小中学校への学校巡回を小学校3校、中学校11校実施し、職員研修を小学校8校、中学校2校で実施した。相談対応についても学校計120回の訪問・相談対応を実施した。

## ③御意見・御提案等

- ・いじめが発生した際には、迅速かつ組織的な対応を取ることができるよう各学校の体制を整えていく必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ができるよう、継続した研修の実施及び意識啓発、連絡体制の確立を図る必要がある。
- ・ネットいじめの問題については、特にSNSへの書き込み等は、外部から発見することが非常に困難で、学校や保護者が認知したときには事態が深刻化しているものも多い。今後学校においては、未然防止の指導が非常に重要と考えられる。このことから関係機関等と連携を深め、より一層情報モラル教育の更なる充実を図る必要がある。

## 2.3 千葉県町村教育長協議会

### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

町村教育長協議会として、「いじめ問題対策」について特化し、取り組んできてはいない。(昨年度は部活の地域移行について研修した。)各町村からの取り組みを集約し次のとおり提供する。

#### ○未然防止に向けた心の教育

- ・いじめ防止基本方針をすべての学校に周知し、指導
- ・SOS の出し方教育について各学校で実施
- ・いじめ防止啓発カードの活用
- ・人権週間の活用、外部講師による人権教室の実施
- ・道徳教育の推進
- ・年に3回程度の教育相談を実施
- ・年度末に小中情報交換会を実施し、卒業生の問題行動等の情報の引継を行っている。
- ・小・中学校がいじめ等に関わる相談箱の設置、いじめ等への相談者(教職員)を定め児童・生徒・保護者へ周知している。
- ・学校を核とした県内1000か所ミニ集会の活用
- ・いじめ実態調査の実施

#### ○担当する主な関係事業等

- ・教育相談体制の充実  
(スクールカウンセラーの全校配置(町雇用職員1名含む)、スクールソーシャルワーカーの活用、学校適応指導員・教育相談員の雇用)
- ・教職員の研修会、校長会・教頭会・生徒指導研修会の実施
- ・町の広報誌およびホームページにいじめ相談窓口を掲載している。
- ・生徒指導委員会の開催
- ・いじめ問題対策連絡協議会の開催  
(関係機関の協力を得ていじめ防止に係る情報交換や対策について協議を行う。)



- ・園長・校長定例会議、教務主任会議の一コマでいじめ防止に関する協議

#### ○関係機関との連携

- ・要保護児童地域対策協議会との連携。
- ・スクールソーシャルワーカー、訪問相談員、中核支援センター、町保健福祉課、警察、児相等の関係機関と連携を密にして、情報共有を図るとともにそれぞれの役割が果たせるように努めている。
- ・町でも独自に業務委託契約してネットパトロールを展開することで、SNSでの書き込み等の発見を強化し、啓発活動につとめている。
- ・家庭教育指導員の設置。いじめ等にかかる保護者等からの相談を受け、解消に向けアドバイスを行う。

#### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・各学校にスクールカウンセラーを配置することにより、教育相談の機会が増え、学校における様々な課題において早期発見、早期対応する体制を整えている。
- ・いじめ防止に関する研修会などを通して周知することにより、いじめに対して組織的な対応をとるようにしている。
- ・いじめの認知に対しては、教員によって基本認識の相違があり、心情的な判断によって左右されることは払拭できない。基本認識の共通理解を図る必要がある。
- ・ネットパトロールにより、個人情報の不用意な書き込みや誹謗中傷に繋がる書き込みを発見することができた。今後も継続していきたい。
- ・昨今、ネットやSNSなど学校現場だけでなくところでの諸問題が発生することがある。そのため、学校と教育委員会、関係機関等と連携を深めた対応が必要となる。
- ・教育相談で、児童生徒の不安や悩みを聞くことに徹することで、いじめを解決することができた。
- ・学校では、アンケート調査や日頃の児童生徒の様子を観察し、いじめ行為の早期発見・解消に取り組んでいることから現段階では大きな問題に繋がっていない。しかし、子どもたちの環境や交友関係の変化で、いじめ行為がいつ起こるか分からない。どんな小さないじめも初期段階から見逃さないという姿勢を共有していく必要がある。
- ・SNSやスマホの使い方の指導を行っている。情報モラル等の継続的な指導が必要である。

#### ③御意見・御提案等

- ・いじめ問題への対策には学校だけでは対応しきれない事案もあるので、関係各機関との連携を密にし、根気強く取り組む必要がある。
- ・専門的な見地が必要となる事案が近年増えており、スクールロイヤーの活用について研修を積むとともに学校へ周知するために校長会議等を活用していく。
- ・教育相談が複雑・多様化しているため、特に小学校におけるスクールカウンセラー等の配置日数の拡大を要望してきた。その成果もあり、本年度から月1配置だった小学校が隔週配置となったため、今後は、年間配置時間数の拡大を要望したい。
- ・外部機関との連携も含め、いじめ問題の未然防止の取り組みを強化する必要がある。
- ・いじめほどの場面でも起こりうる可能性のある深刻な人権侵害であり、いじめられた者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。そのことを子どもたちが十分に理解できるように、日頃から相手を尊重し思いやりの心を育むように心がけていく。
- ・他の機関・団体とは、しっかりと連携できている。今後も早めに情報提供し、助言をいただくなど、積極的な連携に努めたい。
- ・学校現場に対しては、児童生徒の様子をしっかりと観察し、少しでも異変が見られた場合はチャンス相談を行うなど、積極的な生徒指導や教育相談を行うよう、指導・助言していきたい。
- ・相談窓口は設置しているが、あまり知られていない状況であるため、学校を通じて児童生徒への連絡や学校のお便りや町の広報等も活用して周知していきたい。
- ・例外的ではあるが、例えば県外在籍の児童生徒や習い事等で他の学校の児童生徒からのいじめが確認され、学校がいじめの認知をした場合、学校の対応はより複雑化することになる。状況によっては何度も相手方の学校と対

面での確認も必要になる。このような場合に旅費や特殊業務手当のような手当がないと、教職員の自己負担になる可能性がある。自己負担にならないよう改善を願いたい。

## 2.4 千葉県小学校長会

### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- 本会の運動方針並びに活動重点として、いじめ防止を含む、生徒指導上の問題への対応を掲げ、各学校での取組強化の啓発を行っている。
- 小学校長会主催の研究協議会を毎年開催している。昨年度は「豊かな人間性」分科会の中で道徳教育を、「学校安全」分科会の中で自ら判断・行動できる児童生徒の育成を、「健全育成」分科会では、家庭・地域・関係機関と連携したいじめ防止対策等、健全育成についての取組を、提案をもとに協議している。
- 各学校では、毎年「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、各学校のホームページに掲載し、周知を図っている。
- 各市町村教育委員会との連絡協議会等において、各地区校長が情報交換を行い、さまざまな事例について、小中連携で情報共有を行っている。
- 本会理事会において、SC・SSW等の配置について、SNS相談及びオンライン相談について、不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針について、フリースクール等に関するモデル事業について、人権教育の推進について、ネットパトロール等について周知している。

### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・教員の授業力の向上のため、校長の授業観察や人事評価面接等の機会を活用して指導・助言を今後も行っていく。
- ・各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の見直しにより、いじめ防止への意識の高まりがみられる。
- ・認知件数は多いが、適切な対応により、重大な事案に発展することがないよう、校長の適切な対応を今後も図っていく。
- ・校長同士の情報交換等により、自校での対応が役立っている。
- ・幼保小中連携により、過去のいじめの経過や事故の事実を確実に引き継ぐ必要がある。

### ③御意見・御提案等

- 子どもと向き合う時間の確保のため、学校への文書や調査等の簡素化、縮小、削減を検討していただきたい。
- いじめ・不登校等対応教員の増員
- 引き続きSSW・SCの増員を図っていただきたい。
- スクールロイヤーの活用について一層の周知をお願いしたい。
- SNS上の問題対応や対策、ネットパトロール等の強化が望まれる。
- 情報モラル教育、ネットリテラシー教育を推進する。

## 2.5 千葉県中学校長会

### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

- いじめの防止・対応等にかかる諸通知等の理解と適切な運用
  - ・令和4年12月改訂の「生徒指導提要」の十分な理解に努め、適切に運用する。
  - ・いじめ重大事態にかかる通知に基づき、当該事案発生時には適切な報告を行う。
- 学校いじめ防止基本方針等の見直し、修正、改善
  - ・PDCAサイクルで不断の検証をする。
  - ・ホームページ上で公開し、周知を図る。
- 予防の観点
  - ・命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むとともに、「特別の教科 道徳」を活用する等、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
  - ・集団の自助力を高める。より良い集団作りを行う。  
「いじめゼロ宣言集会」など「いじめ防止」に関する生徒会活動を支援する。

- ・「SOSの出し方教育」や「人権擁護委員会」、「スクールロイヤー」の講演会などを活用し、自己を守る教育を推進する。
  - ・「豊かな人間関係プログラム」を実施し、対人関係構築のためのスキルを高める。
- 早期発見のために
- ・担任からの気づき（いじめなどに対する兆候）を大切にし、日々の健康観察や生活記録ノートなどから生徒の様子を把握する。
  - ・各種調査（Q-U調査、いじめ実態把握アンケート、生活アンケート等）から得た情報を校内で共有し、複数の教員の目で生徒を観察する。
  - ・教育相談週間（年間3回程度）や生徒指導部会（週1程度）を位置づける。
  - ・スクールカウンセラーや養護教諭から情報の共有化を図る。
  - ・相談窓口の周知徹底と相談箱の設置（定期的な確認）。
- 早期対応のために
- ・生徒指導委員会や教育相談委員会などを充実・活性化する。
  - ・担任一人に抱え込まず、学校全体で取り組む組織化を図る。
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭との連携を迅速にし、きめ細かな対応をする。
  - ・学校いじめ防止基本方針等に沿った対応を図る。
- 他との連携
- ・家庭や地域（PTA等の組織や育成委員会、自治会、民生児童委員会、1000ヶ所ミニ集会、市町村関係機関等）との連携を図る。
  - ・保護者からの相談等の対応や外部機関等につなげる時は、迅速・丁寧に行う。
  - ・小中高の連携を図り、いじめに関する児童・生徒の情報交換や防止対策を練る。
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用の充実を図る。

## ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・学校いじめ防止基本方針や防止対策のための指導体制等が整備され、いじめの防止・認知に関する職員の意識の高揚が図られている。
- ・SNS等を使ったいじめ対策については、専門機関と連携を図りながら、保護者・生徒への対応策を講じていきたい。
- ・スマートフォン等の所持・使用については、保護者の責任・役割を明確化した上で、保護者・学校の連携を図っていきたい。また、小中連携を深め、共通認識のもと、同一歩調で児童生徒への指導を進めていきたい。
- ・外部機関（サポートセンター、警察本部少年センター、児童相談所、市町村関係機関）等との連絡会で情報交換が密にされ、問題などについての解決策が講じられている。

## ③御意見・御提案等

- ・新たに通知された内容については、各学校において確実に理解され、適切に運用されるよう周知していく。
- ・学校と関係機関との連携が密になり、組織対応が十分に図られている。この組織的、継続的な取組を大切にしていきたい。
- ・学校いじめ防止基本方針等については、PDCAサイクルで検証し、より実効性のあるものへと修正を図りたい。
- ・生徒の命の尊厳や生活の安心・安全を守るために最大限の努力をしなければならないことを再確認するとともに、危機管理意識を高めていきたい。
- ・スクールカウンセラーの配置時間を増やすとともに、スクールソーシャルワーカーの増員を要望する。

## 2.6 千葉県高等学校長協会

### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

#### (1) 生徒指導委員会

- ①未然防止に向けた各校の取組の紹介と支援  
取組の実施例

○生徒へのアンケート調査

生徒の状況を把握

- ・各学期1回以上実施（年2～5回、必要に応じて追加実施もある）
- ・いじめ以外に教育相談のアンケートを実施
- ・「学校生活アンケート」という名称でいじめ関することに限らず実施

○生徒面談・保護者面談・・・面談週間等で生徒及び保護者からの情報収集

- ・年1回から複数回

○新入生に対し、学年集会で校長・生徒指導主事等より「いじめは絶対に許さない」ことの周知

生徒向け「ネットモラル」研修会・講話等の実施

○人権・SNS・デートDV等の内容での講話・職員研修 年1～2回開催

○いじめに関するLHRの実施 年1～2回開催

○職員の生徒観察からの早期発見と、情報共有による未然防止

②委員会における研修及び研究活動

県教委児童生徒安全課より講師を招いた研修

委員会において各校の情報の共有

(2) 人権教育特別委員会

令和5年6月に人権意識の育成を図る授業のあり方、同年12月に非行少年の現状と支援のあり方、令和6年1月に児童自立支援施設について、それぞれ講演会を実施するとともに、現地視察（令和5年12月は八街少年院で講演と施設見学）を行った。

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(1) 生徒指導委員会

(成果)

いじめを把握するために、ほぼ全ての学校が「アンケート調査」や「個別面談」を活用し、早い段階でいじめを把握できていることが、認知数の増加と早期の対応につながっている。研修等により、様々な事例の理解と対応を深めることができた。

(課題)

- ①外部機関との連携と被害・加害双方の保護者対応の難しさが課題である。
- ②各校のみならず、地区・全県でのさらなる情報共有、共通理解が必要である。
- ③スクールロイヤーの活用等により、法的に正しい対応の周知をさらに進める必要がある。

(2) 人権教育特別委員会

(成果)

現代の少年が抱える課題とその対応について認識を深めることができた。

(課題)

関係機関との連携をさらに深める必要性がある。

③御意見・御提案等

(1) 生徒指導委員会

- ①いじめ防止基本方針等、基本的な対応は各学校で整っている。しかし、発達障害に起因する問題が学校現場では大きな課題となっている。一定数の児童生徒が何らかの発達障害を抱えている現状に対して、様々な視点から更に事例を研究する必要があると思われる。

(2) 人権教育特別委員会

教職員の人権感覚や人権意識を磨いていくことが、いじめの早期発見や予防に寄与するものとする。また、いじめに関する法令について理解を深めておく必要がある。

## 2.7 千葉県特別支援学校長会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○各特別支援学校とも「学校いじめ基本方針」に基づき、いじめは許さないという強い思いのもと、生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会等の定期開催や児童生徒を対象としたアンケートの実施、保護者との連絡調整、日々の子供の様子観察等から、いじめ防止対策に取り組んでいる。 ○児童生徒安全課、特別支援教育課との連携を図り、いじめ防止対策にかかる情報共有に努めている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
○校長研究協議会の場で、いじめ問題対策にかかる各校の取組状況や課題について共有するなどして、各校の対策改善の参考としている。 ○特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の状態等の幅が広く、自分の気持ちや思いを表現することが難しいことがある。そこで、個々の児童生徒の思いや行動を的確に把握できる方法（アンケートや保護者からの聞き取り、校舎内に相談箱を設置する等）を工夫していくことが重要である。
③御意見・御提案等
・すべての特別支援学校が必要な時に活用できるよう、スクールカウンセラーの増員を望む。

## 2.8 千葉県私立小学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○千葉県私立小学校協会では、加盟する私立小学校（10校）に対して、県教委から送付される「いじめ啓発リーフレット」を配布するとともに、「いじめ防止啓発カード」の活用を促している。また、必要に応じて、協会が開催する校長会議等で情報共有を図ることとしている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・協会としては、今後とも適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め、私立学校の質の向上に繋げたい。
③御意見・御提案等

## 2.9 千葉県私立中学高等学校協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○校長会議、初任者教員研修会、私立学校養護教諭研修会、千葉県私立小・中・高等学校保護者会連合会総会などの機会をとらえ、いじめ事案の早期発見、早期対応等に係る、情報提供・情報共有を図ることとしている。 ○各研修会においては「インターネット利用によるいじめ」や「多様な性」に関するテーマで講演会を企画・開催した。 ○県総務部学事課との情報共有を密にして連携しながら、迅速かつ適切な事態対応に努めている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・私立学校では、創立者の建学の精神の具現化に努め各学校法人が教育の質の向上と創意工夫に責任を持って取り組んでいる。各学校ともいじめの防止は、最重要課題と認識しており協会としては、今後とも適切な対応が行われるよう情報提供・情報共有に努め、私立学校の質の向上に繋げたい。
③御意見・御提案等
・スクールカウンセラーはすべての学校に配置されているわけではないので、県や教育委員会にはスクールカウンセラーの人材確保や研修の機会について、私立学校にも支援をお願いしたい。

## 3.0 千葉県養護教諭会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○各種研修会の開催 ・全会員を対象とした6月の研修会は、今年度は「性教育の現状とこれからー地域で家庭で学校でー」をテーマ

として、会場開催とオンライン配信を併用したハイブリッド開催で実施する。

- ・毎年、夏季休業中に本会会員を対象に実施している夏の希望研修「養護教諭ステップアップセミナー」は、平成19年度から実施しているものである。“学校における被害者支援”“発達障害への対応”“ジェンダーを考える”“難病を抱える生徒への支援”“命の授業”“震災に学ぶ”“ネットとの上手な付き合い方”などをテーマに、弱者や少数派の子ども達への支援について研修を継続し、内容を深めるとともに、養護教諭としての資質向上のための内容も取り入れている。講師には、医師、大学教授・准教授、臨床心理士、被災県の教諭・養護教諭、難病体験者など、多方面から招き、講義をしていただいている。ここ4年間は感染対策と会員の研修機会の確保等の理由から、会場開催とWeb開催併用のハイブリッド開催で実施している。今年度もハイブリッドで開催し「対応が難しい保護者への理解と対応—アングーマネージメントの活用—」「誰かに話したくなる応急手当」というテーマでの研修会を開催する。また、研修会終了後には研修報告をまとめ、本会ホームページに掲載する。

#### ○各校での取り組み

- ・健康相談という形で個々の児童生徒の抱える悩みについての相談を受け、教職員と連携しながら、対応にあたっている。特に、定期的に各学校で行っている「いじめ等に関するアンケート」や各校で設定されている教育相談週間であがってきた問題について、具体的な対応策を整え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭との連携につなげている。

#### ○情報の共有

- ・各関係機関からいただいた情報を本会のホームページに掲載したり、各地区の理事・委員を通じ、会員へ知らせたりするなど、いじめに対する意識向上に努めている。

#### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・小・中・高校ともに養護教諭に相談を求める生徒は少なくなく、保健室における健康相談(教育相談)からの情報発信・共有は、いじめ問題の対策に重要な位置を占めていることが多い。本会としては、養護教諭自身のカウンセリングの力量を高めるとともに、児童生徒にとっても職員にとっても開かれた保健室となるような経営を個々の養護教諭が常に意識していけるような研修を企画していきたい。

#### ③御意見・御提案等

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員・時間増をお願いしたい。

### 3.1 千葉県PTA連絡協議会

#### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

##### ○理事会等の開催

- ・必要に応じて他団体等の取組状況の紹介（リーフレットの配布）
- ・各理事間における情報交換

#### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

#### ③御意見・御提案等

### 3.2 千葉県高等学校PTA連合会

#### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

県PTA連合会としては、事業として取組はしていない。

#### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

今後については、講演会等で啓蒙活動をしていきたいと考えている。

#### ③御意見・御提案等

### 3.3 千葉県特別支援学校PTA連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○千葉県特別支援学校PTA連合会は43校44団体（県立、市立、国立を含む）の特別支援学校PTA組織の連合会で、本連合会の事業において直接いじめ問題に対する取組は行っていないが、児童生徒の生涯に通じる支援を確かなものにするとともに諸条件改善のための事業、研修、理解、啓発活動を行っている。 ○学校では、いじめ相談窓口を設置し、児童生徒への周知に努めている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・障害の種類を越えての交流を深めることで障害児・障害者に関する情報の集約と発信、提供に努めている。研修会等を通じての活動、研究大会を通じての特別支援教育に係る理解啓発活動に力を入れている。
③御意見・御提案等
・いじめなどにあつたとしても親や教師などに伝えることが難しい児童生徒が多いので各学校で「いじめ防止基本方針」が示された事は、人権を守る上でもとても有難い。 ・障害の有無に関係なく一人一人が目標に向かい、日々生き生きと過ごせる社会になってほしい。

### 3.4 千葉県公認心理師協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ問題の第三者委員会等の推薦 ・重大事態が発生した際の第三者委員会（いじめ調査委員会等）の委員を会員から推薦する。 ・いじめ等調査委員のバックアップ体制の構築 ・市町村のいじめ問題対策連絡協議会等に参加 ○いじめ問題への対応に関する研修・勉強会の実施 ・小中高等学校・特別支援学校などの教職員を対象とした校内研修の講師 ○当会会員のうち、スクールカウンセラーとして教育現場に勤務する者は、各学校等の状況に応じて、以下の活動を行っている。 ・小中高等学校・特別支援学校における初期対応及びいじめ予防教育 ・いじめの早期発見・早期対応のためのアンケート調査や児童生徒の面接 ・被害児童生徒のカウンセリング、加害生徒の背景理解と対応 ・教職員へのコンサルテーション ・保護者面接（家族関係の調節） ・児童生徒への予防プログラムとしての心理教育 ○「千葉スクールカウンセラー研修会」との連携
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・児童生徒との個別面接や学校教職員との連携において、いじめの早期発見・早期対応に努めた。 ・今後も研修等を通じて学校教職員と協力して取り組んでいかなければならない。 ・いじめ被害の認定後、児童生徒の希望に寄り添い、また保護者の心配等を聞くことができた。 ・当協会に、いじめ重大事態が発生した際の、第三者委員会の委員推薦依頼が増加している。学校・教育領域での臨床心理士や公認心理師がいじめ問題に対処できるよう、今後も研修や勉強会を継続していく必要がある。また、市町村教育委員会と連携し、委員推薦を適切かつ迅速に行うためのシステムを構築していくことが課題である。
③御意見・御提案等
・児童生徒のいじめ問題には継続した関わりが必要である。校内でスクールカウンセラーが関わるには、週1日6～7時間では限界がある。小学校にいたっては隔週、月1回の学校もある。限られた時間を有効に活用するためにも、教職員や教育委員会とのより一層の連携を心がけたい。 ・スクールカウンセラーが支援チームの一員として、「学校いじめ対策委員会」等に参加をして、教職員と情報収集・情報共有を行っていききたい。 ・いじめの予防として、ストレス・マネジメントや感情のコントロール、アサーション・トレーニング等の自己調

整・自己表現方法を身につけるような心理教育を実施し、予防教育も充実させていく必要がある。

### 3.5 千葉大学教育学部

#### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

##### ○附属学校の教育相談部会の取り組みの発信

- ・教職大学院学生の教育相談部会見学
- ・教育相談部会システムに関する医療従事者向け e-learning 教材の作成
- ・文部科学省委託事業「子どもみんなプロジェクト」における取り組みの紹介

##### ○GIGA スクール環境下での情報モラル教育のあり方の研究

- ・デジタルシティズンシップの視点からの情報モラル教育に関する公開研究会の実施
- ・千葉市教育センターの ICT 教育研究への協力

##### ○いじめ対応に関する政策提言等

- ・いじめ防止対策推進法改正に向けた政策提言の発表
- ・いじめ加害者の出席停止措置に関する調査結果の発表

#### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・いじめの早期発見・早期対応には、いじめを認知するという意識にとどまらず、児童生徒が苦痛を覚えている状況を認知することが重要だという認識に立ち、児童生徒が抱える課題を把握し意見交換をすることを主な役割とする教育相談部会システムの確立を提起しており、茨城県取手市において同様のシステムが導入される等の成果が見られる。
- ・いじめを含む課題の早期発見に資することを目指し、中学生向けのストレスチェックテストの開発、実施に、千葉大学子どものこころの発達教育研究センターと連携して取り組んでおり、ストレスの高い生徒に面談して課題を発見することができている。ストレスチェックテストの普及が今後の課題である。
- ・GIGA スクール環境下でのネットいじめ防止のためにデジタルシティズンシップの視点からの情報モラル教育が重要だという考え方に立ち、実践的な研究を継続して進めている。
- ・いじめ防止対策推進法下の学校や教育委員会等のいじめ対応の課題について検討し、政策提言等を行っている。今年度は、別の国立大学教育学部附属学校でのいじめ対応について、外部有識者として参加し、これまでの対応の課題や今後の方針について提言している。これらの提言等の内容は広く報道されており、各方面での議論に影響を及ぼしているものと思われる。

#### ③御意見・御提案等

- ・近年、オンラインゲームでのボイスチャットでの暴言がいじめにつながっているケースが見られる等、いじめをめぐる状況には常に変化が見られる。県内で最新の状況を把握し共有することを進めていただきたい（継続）。
- ・いじめられている児童生徒の教育を受ける権利の保障を第一に考えた対応を共に考えていければと考えている。
- ・いじめの加害者への見立てを行い、行為の背景にある課題に対してアプローチしていくことも大切ではないかと考えている。

### 3.6 千葉大学子どものこころの発達教育研究センター

#### ①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況

##### ○未然防止に向けた小中学校での予防教育の取り組み

##### a. 認知行動療法に基づく不安の予防教育プログラム「勇者の旅」の効果検証と社会実装

目的：授業を通して不安感情に関する「自己理解」と「他者理解」を深め、各自が適切な不安対処スキルを身につけることで、不安の問題を未然防止し、からかいやいじめ等が生じにくい学級環境を形成する。

具体的な取り組み：

- ・「子どもみんなプロジェクト」を通じて、県内外の教育委員会と連携（千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 不登校児童生徒支援室 他）
- ・「勇者の旅」指導者養成オンライン研修会（6時間ワークショップ）の定期開催



<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の小中学校における「勇者の旅」の授業実践</li> </ul> <p>b. 小学校高学年用のいじめ防止用教育ビデオの作成及びホームページ上での公開</p> <p>目的：いじめに関する正しい知識をもつことにより、実際の学校生活において適切な対処行動が取れるようになることを目指す。</p> <p>具体的な内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章：いじめに関する基礎知識（9分）</li> <li>・第2章：いじめ被害にあった時の対処法（8分）</li> <li>・第3章：いじめを見た時の対処法（9分）</li> </ul>
<p>②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度は、千葉県内外の小中高等学校計38校において「勇者の旅」の授業実践が行われ、約3400名の児童生徒がプログラムを受講した。これに伴い、指導者養成研修会をオンラインにて計4回開催した。</li> <li>・普及を進める上での課題として「8-10時間分の授業時間確保が難しい」という意見が挙げられており、現在は朝学活等の活用やe-learning版のシステム開発などにも取り組んでいる。</li> <li>・いじめ防止のための取り組みを検討している全国の小学校から、「いじめ防止教育にとっても良い内容の教材なので、是非使わせてほしい」という問い合わせが寄せられている。</li> </ul>
<p>③御意見・御提案等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不安の予防教育プログラム「勇者の旅」は、不安の生じにくい学級環境づくりを目的としていることから、児童生徒のメンタルヘルスの問題を未然防止のみならずいじめ防止にも一定の効果があると考えており、県内外の多くの小中学校での授業実践が望まれる。今後も、千葉県教育委員会をはじめ県内外の教育委員会、小中学校等と連携しつつ、継続的な取り組みにつなげていきたい。</li> <li>・いじめ防止用教育ビデオはセンターのHPで公開しており、誰でも自由に視聴が可能であるため、今後も周知を進め、学校現場での活用を促していきたい。</li> </ul>

### 3.7 千葉県弁護士会

<p>①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況</p> <p>○弁護士会主催の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ予防出張授業」の実施</li> </ul> <p>弁護士が学校に出向き、過去に実際に発生したいじめ自殺事件を題材とした「いじめ予防出張授業」を実施。（実施校数）</p> <p>平成25年（実施初年度）は、中学校1校（4クラス）。</p> <p>平成26年は、小学校1校（3クラス）、中学校2校（11クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成27年は、中学校5校（25クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成28年は、中学校4校（20クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成29年は、中学校5校（20クラス+全校）、高校2校（16クラス）。</p> <p>平成30年は、中学校6校（27クラス）、高校1校（8クラス）。</p> <p>平成31・令和1年は、小学校1校（6クラス）、中学校4校（19クラス）、高校1校（8クラス）。（上記のほかにも小学校1校（3クラス）での実施予定があったが、コロナウイルス感染拡大防止の休校措置のため中止。）</p> <p>令和2年は、中学校2校（8クラス）。（コロナウイルス感染拡大のため、依頼が少なかった。）</p> <p>令和3年は、小学校1校（3クラス）、中学校3校（20クラス）。</p> <p>令和4年は、小学校2校（2クラス）、中学校3校（16クラス）。</p> <p>令和5年は、小学校4校（11クラス2学年）、中学校6校（38クラス）。（中学校で2学年同時実施が多く、クラス数が増加した。）</p> <p>実施校は千葉市を中心に、そのほかの地域からの問合せにも応じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの専門相談窓口」の設置</li> </ul> <p>いじめ・非行（少年問題法律相談）、虐待（子どもへの虐待相談）等の問題について、相談窓口を設置し（専用</p>
--

電話番号あり)、子どもの権利に詳しい弁護士が、無料の初回相談を実施している。社会的養護下の子どもや、少年院入院中の子どもからの相談窓口も可能で、子どもの意見表明権に対する支援を強力に行える制度となっている。

- ・相談申込の電話番号を記載した名刺大のカードを作成し、広報にも努めたい。

#### ○関係機関との連携

- ・臨床心理士との協力関係

いじめ予防出張授業の内容や少年事件問題について意見交換を行っている。

- ・行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加

市や教育委員会等が設置するいじめ等調査委員会に、弁護士が委員として参加し、いじめ防止や適正な事実調査に向けて取り組んでいる。一昨年後半から依頼が急増している。

- ・県教育庁「スクールロイヤー制度」への弁護士推薦

平成 31・令和 1 年に県教育庁が導入した「スクールロイヤー制度」にて、スクールロイヤーの推薦を行った。スクールロイヤーは相談事業、講演事業に従事している。

- ・市町村とのスクールロイヤー協定締結、スクールロイヤー推薦

各市町村からの要望に応じ、スクールロイヤー派遣協定を締結したり、会員をスクールロイヤーとして推薦している。

#### ②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

(いじめ予防出張授業に関して)

- ・授業で扱う題材が、実際に発生した深刻ないじめ事案や、憲法（人権）の話であることから、各弁護士は、身近な話題に置き換える等、授業内容を分かりやすく伝えるため、様々な工夫を行っている。

いじめ予防出張授業を実施した学校からは再要望の声が多く、アンケート結果も教諭らからはおおむね好評価を得ている。

- ・生徒や教員の要望を取り入れてワークシートによる双方向型授業を導入するなど工夫も重ねているが、更なる授業内容の改善に向けてを継続していくことが課題である。

市町村との連携を深め、事業化することにも取り組んでいきたい。

(行政機関設置のいじめ等調査委員会への参加に関して)

- ・今後、委員への就任依頼件数が増加することが見込まれるが、委員の業務を担当できるある程度の専門性を備えた人材の確保・養成が課題である。今年度中の会内研修実施を検討している。

また、いじめ調査における弁護士委員は重要な役割を担うことも多いように感じる。適正な対価を求めていくことも検討したい。

(県スクールロイヤー制度への弁護士推薦に関して)

- ・県教育庁「スクールロイヤー制度」が導入されて 5 年が経過した。弁護士会内では、県教委のスクールロイヤー事業の運用を円滑にするため、またスクールロイヤー業務に従事する会員の交流・研鑽を図るための PT も機能し始めている。今後も PT を活用して、よりよい連携を作っていく。

#### ③御意見・御提案等

- ・いじめ予防出張授業については、県内の学校と協力して、今後も、継続して実施していきたい。

- ・臨床心理士や児童相談所等の関係機関と良好な関係を構築できていることから、今後も、定期的かつ積極的に、勉強会や意見交換の場を作っていく。

- ・行政機関設置のいじめ等調査委員会への弁護士会員の推薦依頼に際し、予想される作業内容や報酬については、できるだけ早期に情報提供をいただきたい。

- ・いわゆる「スクールロイヤー制度」は今後も県のみならず、各市町村からのニーズが高まることも予想される。具体的ニーズを適切に把握し、弁護士会として可能な関わり方を模索しつつ、できる限り協力させていただきたい。なお、弁護士会、ことに子どもの権利委員会としては、スクールロイヤー制度が、学校現場の便宜を図る目的に留まらず、真に子どもの意見表明権を確保するものとして活用されることを熱望することは、従前と同様である。

### 38 千葉県医師会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○いじめ重大事態の第三者委員会に精神科医師を推薦している。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
(成果) ・重大事態に至った背景調査と再発防止について専門職としての意見を伝えている。
(課題) ・対応できる医師が限られている。
③御意見・御提案等
・いじめ重大事態の委員をしているが、被害と加害が明確でなかったり、対応が難しい保護者の方がいたりして、教育委員会も含め現場の先生方が疲弊してしまうのではないかと懸念されるケースがみられます。

### 39 千葉県社会福祉士会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○権利擁護に関する相談事業 ・成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問、問い合わせ等に応えています。 ・週2回（火および木曜日）の午前10時から午後4時の間、無料で、電話・来訪相談を行っています。電話番号/043-238-2866 相談の場所/千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター5階千葉県社会福祉士会事務局 ・来訪できない、コミュニケーションが困難な方には、訪問して面接相談を行っています。
○千葉県教育庁児童生徒安全課からの依頼で「生徒の自殺に係る第三者調査委員会」に参加した。（2名）
○複数回の地域集会で子ども若者をテーマに開催した。
○招かれて子どもの権利（ヤングケアラー）について、講演した。
○こどもの権利に関する声明文を发出予定。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・ばあとなあ千葉が運営しており、権利擁護に関する相談を受け付けているが、児童生徒や保護者からの相談はほとんどない状況。さらなる広報活動が必要。
・今後、社会福祉士会で「子ども若者支援部門」の立ち上げを行うための準備段階に入っている。スクールソーシャルワーカーとして勤務する会員も増えており、学校現場における唯一の福祉職として、権利擁護の視点からいじめ問題にどうアプローチしていくのかはまだ議論の予知がある。
・子どもの権利について考え合う機会を持った。
③御意見・御提案等
・スクールソーシャルワーカーはいじめ問題に介入できない学校も実際はある。その判断はすべて学校長に委ねられている。
・いじめは学校で毎日のように発生しており、日々進展がある中で、週に1日勤務では対応が困難である。
・スクールソーシャルワーカーが権利擁護の視点からいじめ問題に介入することは有効であると考えている。
・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置日数についても、ご検討いただきたい。
・いじめの当事者や相談を受けた子どもがSOSを出すことの教育を充実して行ってほしい。学校以外でも意識してこのことに取り組みたい。

#### 40 千葉県精神保健福祉士協会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
・協会としての取組はない。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
③御意見・御提案等

#### 41 千葉県人権擁護委員連合会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○啓発活動を通して、未然防止、早期発見の推進 ・「こどもの人権を守ろう」をテーマに、各種啓発活動に取り組みながら、子どもたちの人権意識を高める。 ○主な関係事業 ・「人権教室」の実施 小中学生に対し、人権擁護委員が講師となって授業を行い、人権尊重の重要性、必要性を理解してもらう。 ・全国中学生人権作文コンテスト及び千葉県子どもの人権ポスター原画コンテスト 作文やポスターを書くことにより、身近な人権について考えてもらう。 ・「こどもの人権110番」 フリーダイヤルによる電話相談 ・こどもの人権SOSミニレター 封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化したこどもの人権SOSミニレター（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校等の児童・生徒に配布。ミニレターへの返答は、法務局職員と人権擁護委員とが連携して行っている。
②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題
・人権教室では思いやりの心や、相手に対する優しさの大切さを理解してもらい、いじめは「しない、させない、見逃さない」という合い言葉を啓発している。外部講師として子どもと接することで、心が開かれ、たのしい交流ができています。 ・「こどもの人権ポスター原画コンテスト」の入賞作品を啓発活動に活用 ・中学生に対する人権講演や人権教室の実施が広がりを見せてきた。
③御意見・御提案等
・いじめ問題については、学校との連携が重要課題と捉えている。

#### 42 NPO法人企業教育研究会

①いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況
○情報モラル・セキュリティの授業『みんなのデジタル教室』 Meta社と連携した授業プログラム『みんなのデジタル教室』の出張授業（オンライン可）を行っている。中学生・高校生を対象に、SNSの発信や個人情報の蓄積を考える「デジタル・アイデンティティを考える」と、偽情報の拡散に対する注意喚起を行う「偽ニュースの見分け方」の2つのプログラムがある。 <a href="https://ace-npo.org/wp/archives/project/facebook">https://ace-npo.org/wp/archives/project/facebook</a> <a href="https://about.fb.com/ja/news/2020/12/we_think_digital/">https://about.fb.com/ja/news/2020/12/we_think_digital/</a> また、「デジタル・シチズンシップ」をテーマにした授業プログラムも開発している。 ○SOSの出し方に関する教材の作成・公開 2024年度、新しく「SOS」の出し方とSNS相談のコツに関する教材（中学生・高校生向け）の内容を公開した。（6月6日報告時点は準備中です。） ○生徒向けの出張授業への講師派遣

柏市、野田市、山武市、君津市、流山市等の全中学校1年生に向けて「わたしたちの選択肢」と題した出張授業への講師を派遣する予定。(現在、休校解除後の日程を調整中) ネットいじめを防ぐには、集団が傍観者になるのではなく、関心を持つことの重要性を解説している。また、ネットいじめを通報する「STANDBY」の活用法を紹介している。

○いじめや人権について話し合う教材「Changers」の監修

いじめや人権について話し合うきっかけをつくるアニメーションや紙芝居の教材集「Changers」の授業づくりや実践に協力している。モデル指導案もあり、小学校から高校まで様々な状況を題材とした教材として公開されている。

<https://wearechangers.jp/index.php>

②いじめ問題対策に係る各機関・団体としての成果と課題

- ・出張授業で連携しているMeta社は、米国の民間非営利団体「全米行方不明・被搾取児童センター National Center for Missing & Exploited Children (NCMEC)」と協働し、18歳未満の時に撮影された性的な画像や動画の拡散を防ぐためのプラットフォーム「Take It Down (テイクイットダウン)」の日本語版を開始しました。自撮り被害や画像・映像による被害を拡散させない取り組みです。みなさまにご周知をお願いいたします。

Instagram、Facebook、TiktokなどのSNSが対象です。(Xは未対応)

Take it down

<https://takeitdown.ncmec.org/ja/>

- ・教職員が最新の情報技術や子供たちのトラブルの最先端の情報を得ていないと指導できないという思い込みがある。
- ・SOSの出し方教育に関する授業づくり、および指導者の要請。
- ・一人一台端末の普及にともない、ネットいじめから日曜のいじめにつながる事案が増える懸念がある。
- ・オンラインゲームを発端としたいじめについて授業の要望が多いため、新教材のドラマの中にそこで発生しやすいトラブルの例を入れた。

③御意見・御提案等

- ・児童・生徒向けの講演の依頼を受ける際に、「大人である教員が言っても説得力がないから、外部の大人に注意・指導をしてもらいたい」というご意見をよくいただくが、外部の人間はあくまでも一期一会の存在である。第一義的には日常のモラルの指導があり、その延長線上に外部の人間による指導があるということをご理解いただきたい。
- ・中学生向けにネットいじめを通報する「STANDBY」(旧:STOPit)を導入される自治体が増えている。検索可能な情報をネットパトロールするだけでなく、当事者や傍観者から相談者に気軽に相談できる体制を作っていただくためにも、「STANDBY」のような仕組みを各市町村の行政として導入することで、相談しやすい環境を作るとともに、いじめを未然に抑止することができるはずである。一人一台端末の中にこのアプリを全員使えるようにしている自治体もある。
- ・昨年度はオンライン授業や講演会を数多く行ったが、オンラインでできるにも関わらず、実際に学校にきて授業や講座を行ってほしいという要望が激増している。整っている設備をうまく使うサポートを、私たちに考えてほしいと思う。